

鳥取県公報

目次 告示

◇告示 昭和二十七年年度児童福祉施設保母試験実施
◇正誤 昭和二十七年八月八日鳥取県公報二千三百九十四号中訂正
訂正 昭和二十七年三月三十一日鳥取県公報号外中

鳥取県告示第四百二十六号

昭和二十七年年度児童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十七年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

1 学校教育法による高等学校を卒業した者又は旧中

等学校令による中等学校を卒業した者、又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者（保母資格認定講習会において受験資格を附与された者）

二、試験科目

1 社会福祉事業一般

2 児童福祉事業概論

3 児童心理学及び精神衛生

4 保健衛生学及び生理学

5 看護学及び実習

6 栄養学及び実習

7 保育理論

8 保育実習

三、日程

1 受験願書の受付

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

自昭和二十七年九月一日
至
九月十五日

2 試験期日

昭和二十七年九月二十七日、二十八日(二日間)

3 試験時間表

期日	時間	科目
九月十七日	午前九時から 十時三十分まで	社会福祉事業 一般
	午後十二時四十分から 一時五十分まで	児童心理学及 精神衛生
九月二十八日	午前九時から 十時まで	児童心理学及 精神衛生
	午後十二時四十分から 一時五十分まで	児童福祉事業 概論
九月二十八日	十時から	保健衛生学及 生理学
	四時から	看護学
九月二十八日	五時四十分から 六時十分まで	保育理論
九月二十八日	栄養学	実習、適性試験

4 試験場

鳥取市西町 県立鳥取図書館

5 試験結果の発表

昭和二十七年十月十日

四、出願手続

受験希望者は次の書類等を鳥取県民生部児童課に提出

すること。

イ 受験願書(様式一)

ロ 履歴書(様式二)

ハ 戸籍抄本

ニ 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

01074

ホ 写真 眞 (手札型上半身、裏面に写した年月日及

び氏名を自署すること。)

ヘ 身体検査書(なるべく保健所で作成したもの。)

ト 受験料 金貳百円(現金又は郵便爲替)

五、その他

1 厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目を専修した者又は第二項の試験科目のうち昭和二十五年及び昭和二十六年保母試験において一部合格した者で当該科目の受験の免除を希望する者は第四項の書類に様式三による免除願を併せて提出すること

2 現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者は様式四による免除願を提出すること。

3 試験科目のうち1号から7号までの科目に合格した者が指定児童福祉施設において三箇月以上実地習練した場合は8号の「保育実習」に合格したものとみなす。

様式一

受験願書

私はこの度鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類及び手数料を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

氏

名印

鳥取県知事

殿

様式二

履歴書

本籍地

現住所

世帯主との続柄

(ふりがなを附すること)
氏名

生年月日

